

生徒指導推進計画

1 目的

児童一人一人の心を育て、それぞれのよりよい発達をめざすとともに、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童自らが図りながら、将来、社会において自己実現を図ることができるようにするために指導・援助するという児童の社会的自立を育成する生徒指導を目指す。

2 学校教育目標

「地域とつながり 豊かな心と言葉で 自ら学ぶ児童の育成」

＜めざす子ども像＞自ら学ぶ子・心のあたたかい子・元気な子

「支え合い高め合う国府っ子」

- ・自ら学ぶ子・・・粘り強く自ら学びに向かう
- ・心のあたたかい子・・・自らを律し、他者とともによりよく生きる
- ・元気な子・・・心身両面のたくましさ

3 本年度重点目標

◇落ち着いたある学校生活 規範意識を高める。

(身体接触・物の貸借の禁止)

廊下は歩く、無言で時間いっぱい掃除をする。

◇気持ちのよいあいさつ 自分からあいさつをする。(府南学園 あいさつレベル3)

◇あたたかい学級経営 自分や友達が安心できる学級をつくる。

◇よりよい地域生活 集合時刻を守り、並んで登校する。

安全な遊び方、安全な場所で遊び、マナーを守って遊ぶ

4 生徒指導方針

今年度の組織的な生徒指導の取組みの実現のために、次のことを重点的に取り組む。

(1) 組織的な生徒指導

児童が安心して通える学校にするために、校長を中心とした生徒指導体制、取組みの通貫性、情報共有の即時性・双方向性をもって指導を行う。

①報告・連絡・相談＋確認を先送りしない。

②「本年度重点目標」を日々の指導で徹底する。

(2) 積極的な児童理解

児童が自分のよさを自覚し、他者との豊かなかかわりのなかで学校生活を送り、成長していくために、より深く児童理解をする。

①児童の声を傾聴し、決めつけによる固定的認識、比較による偏向的認識を排す。

②児童理解は、消極的な方向ではなく、今後の成長に向けた未来的思考のために行う。

(3) 共感的な保護者対応

児童が自己肯定感を持ちながら学校や家庭での生活を送るために、学校と家庭が協力関係を結ぶことを重視する。

①保護者の思い、訴えの背景にある不安や願いを受容する視点で、「保護者対応」の意識を「保護者連携」の意識に転換する。

②主観的な見方ではなく客観的事実と確かな見立てに基づいた保護者連携を図る。

5 生徒指導上の諸課題に係る対応

(1) 対応及び指導の基本事項とその流れ

- ① 事案の確認「何があったのか」「どのようなことが起こったのか」
- ② 事案の要因「なぜ、その行為を行ったのか」「どうして、それが起こったのか」
- ③ 事案の客観的認識「そのことをどう思うのか」
- ④ 事案の解決の見通し「どのようにすべきか」「どうすることが大切か」
- ⑤ 事案解決に向けた決定「あなたは、どうするのか」

(2) 問題の態様とその対応

○いじめ

平成25年6月に施行された「いじめ防止対策推進法」で規定されるいじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。」との共通認識に立ち、別に定める「国府小いじめ防止基本方針」に即して、いじめられている子どもに寄り添った対応を行う。

○不登校

文部科学省では、不登校は、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者をのぞいたもの」と定義されている。不登校児童への支援は、児童が自らの進路を主体的に考え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められる。児童にとっては、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意し、その要因・背景を捉え、支援の目標や方針を校内組織にとどまらず、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーなど、関係機関と連携・協働しながら支援を展開していく。

○暴力行為

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、暴力行為を、「自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」と定義している。また、暴力の対象により「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四つの形態に分類される。このよう暴力行為の対応においては、全教職員の共通理解に基づき、未然防止や早期発見・早期対応の取組み、家庭・地域社会等の協力を得た地域ぐるみの取組みを進める。

○その他

その他、児童上の諸課題の対応として、喫煙・飲酒・薬物乱用、窃盗・万引、家出、金品持ち出し・強要、怠学、性に関する問題行動、スマホやネット等の利用に係る問題行動など、非行が意味するものは多様である。非行の行為等の表層的な事実の状況だけにとどまらず、非行の背景を発達の観点や家族関係の観点などから理解する必要がある。児童の不安や思いを深く捉えながら、問題の本質を克服することをできるようにする反省行動、解決に向けた意志と勇気、規範意識の自覚を促す指導・支援を重視していく。

6 保護者連携

(1) 保護者連携に係る基本的な考え方

○事実を基にした連携

児童の状況、事案等について、客観的な事実と、主観的な見方を排した確かな見立てに

基づいた連携をする。

○誠意が伝わる連携

保護者の指摘の背景にある疑問や不安を真摯に受け止め、学校の指導の不十分な点については、率直な謝罪と丁寧な説明をしながら、今後に向けた取組みについての理解を得ることができるようにする。

○組織的な連携

児童の家庭における状況及び保護者の願い等についての適切な理解、児童に対する指導、支援の手立てについての判断、その具体的な連携の実行は、学年・校内の教職員集団の連携と協働によりを進めていく。

○法的な根拠を踏まえた連携

経験や主観的な推測を排し、社会通念上のルールやマナー、法的な根拠に基づくいじめ防止基本方針、生徒指導規程等に即した連携と取組みを進める。

(2) 保護者の思い、訴えの把握

- ・保護者の思いや訴えについては、最後まで内容をしっかり聞いて、理解しようとする「傾聴」の姿勢を大切に、保護者の話を十分に聴いて、訴えや願いの内容を把握する。
- ・校内の報告、共有のために、聴き取った内容は記録する。保護者との面談の際の状況によっては、面談中ではなく、面談後に記録することもある。
- ・保護者の訴えに対しては、児童生徒に係る問題の解決に真摯にあたる姿勢を示すためにも率直な謝罪、丁寧な説明、解決に校内体制でしっかりと対応する姿勢が伝わるようにする。
- ・面談者だけで判断できない困難さや複雑さが伴う内容の場合は、即答を避け、時間や日にちを空けて回答する旨を保護者に約束をする。

(3) 事案の態様に応じた連携

○いじめに対する指導等への指摘

- ・いじめに対する対応は、「いじめは絶対に許さない」「いじめられた側に立つ」という姿勢を貫く姿勢を示す。
- ・保護者の話をしっかりと聴き、わが子を思う気持ちを共感的に受け止める姿勢を大切にして、指摘の背景にある疑問や不安について深く捉える見方を持つ。
- ・丁寧な事実確認を踏まえ、いじめに対する方針に照らし進めている学校の取組みの状況を説明する。
- ・学校の取組みについて理解が十分に得ることができない場合は、いじめ防止基本方針、生徒指導規程を大切にしつつ、丁寧に説明しながら取組みを進めることを伝える。

○トラブルが多い児童についての訴え

- ・児童の成育歴、人間関係等、取り巻く環境の影響が大きいことが推察されることを、保護者の不安感、ストレスが多いことをふまえて、話を共感的に聴こうとする姿勢が大切である。
- ・児童の状況やトラブルの状況を学校が把握できていないと感じられる説明にならないよう、日ごろから児童理解に努める。
- ・児童の状況も踏まえ、これまでの指導方法、指導体制について省みる契機と捉える視点も持つことができるようにする。

○指導に対する疑問、不安を指摘する訴え

- ・学級経営や教科指導、生徒指導の方針等に対する疑問や不安を指摘する思いの背景にある児童の自尊感情、自己肯定感の様子、児童間及び家庭内の関係性などの状況について深く捉える見方を持つ。
- ・「否定」や「拒否」の姿勢の受け止めと感ずることを避け、指摘の背景にある思いを受け止めること、当該児童のよさを伸ばすための指導と子育ての在り方について考えようとする学校の姿勢を示す。
- ・指導の方針の意味と当該児童の成長を願う学校側の思いを丁寧に説明する。

7 危機管理対応

(1) 危機管理対応に係る基本的な考え方

いじめや児童間トラブル、暴力行為、児童虐待、体罰・ハラスメント被害、通学路や地域における事故や犯罪、学校への侵入者、児童生徒の問題行動等、学校の内外における安全を脅かす様々な問題に児童は、遭遇する危険性を孕んでいる。事前の危機管理と発生時の危機管理、事後の危機管理として、学校教育の円滑な実施とその成果の確保についての本校の危機管理対応の内容について定める。

(2) 危機管理における3つの過程的局面

○事前の危機管理

- ・いじめ、問題行動等や事故・事件等の早期発見・予防対策
- ・学校内外での児童の実態把握
- ・いじめ児童・保護者アンケートの実施
- ・定期的ないじめ生徒指導部会、いじめ防止委員会、学年主任会、企画委員会の開催
- ・校内研修の実施
- ・児童に対する未然防止の指導

○発生時の危機管理

①発生時及び発生初期段階

- ・事案の情報の集約・整理し、問題の本質を分析
- ・問題対策委員会の立ち上げ
- ・児童の安全確保の確認、初期対応
- ・教育委員会、学校間及び関係機関への報告、情報共有

事故、事件や問題行動等が生じた際には、その事案についての情報を速やかに事実確認をし、必要に応じて問題解決対策委員会を立ち上げる。そこで、その問題の本質を分析し、問題の解決に向けた対応を協議する。加えて、事案の態様に応じて、教育委員会、学校間や警察、子育て応援課ネウボラ、東部子ども家庭センター等への報告や情報共有を行う。

②事案の対応中の段階

問題解決対策委員会の対応

- ・事案の情報、児童の状況の確認、問題の本質の協議
- ・問題解決のための対応方針、手立ての協議
- ・全教職員へ周知する内容の整理
- ・保護者、関係機関等への報告、情報提供の内容の整理

校内組織の対応

- ・問題行動の解決に向けた対応方針及び手立て、役割の共通理解
- ・事案によって被害者となった児童及び保護者へのケア

- ・対応方針に即した全職員による組織的対応
- ・保護者連携、関係機関との連携（市教委、警察、子育て応援課ネウボラ、東部こども家庭センター等）
- ・保護者等への情報提供と協力依頼（保護者説明会、報道機関等）

事故、事件や問題行動等の解決にあたって最も大切にしてはならないのは、児童の生命、心身の安全と人権の保全である。その対策の具体を協議し、決定するプロジェクトチームとしての問題対策委員会の機能を最大限発揮するため、校長を中心とした問題対策委員会の分析、判断等の協議内容を重視し、対応を進める。

③事後の危機管理

- ・事案後の児童の状況、対応経過の情報の確認
- ・問題解決の進捗状況に応じた対応の手立ての協議
- ・児童の心のケア、再発防止の取組みの協議
- ・取組み・指導の見直しの協議

事案発生後の児童の通常の生活を取り戻し、心身の問題の不安への細心の注意を払うことを大切にする。対応を問題解決対策委員会で協議し、実行に移す。その際に、教育委員会の指導や関係機関との連携を得ながら進めることも判断する。そして、事案を教訓にした組織体制や取組み、指導の見直しを行い、児童が安心して生活を送ることができる、より確かな学校づくりを進める。

8 生徒指導年間計画

本年度重点目標 ○気持ちのよいあいさつ ○落ち着きのある学校生

○よりよい地域生活 ○あたたかい学級経営

月	全校の取組み 学校行事等	生徒指導部	指導内容	備考
4	入学式 町別児童会 委員会 家庭訪問 府南の日 参観授業・懇談会 PTA総会	町別児童会 生徒指導研修 生徒指導上の諸課題集計	学校生活のきまり 重点目標 登下校・地域生活のきまり	年間指導推進計画 いじめ防止基本方針 計画 生徒指導規程 学校のきまり
5	クラブ 委員会 交通安全教室 運動会 府南の日	交通安全指導 生徒指導研修 生徒指導上の諸課題集計	自転車安全点検 自転車の安全な乗り方 教室	
6	参観授業 懇談会 クラブ 府南の日 委員会	いじめアンケート 生徒指導研修 生徒指導上の諸課題集計	雨の日の過ごし方 犯罪防止について	犯罪防止教室 国府っ子を見守る会総会
7	府南の日 委員会 クラブ 個人懇談	「夏休みのくらし」の配布 町別児童会 生徒指導研修 生徒指導上の諸課題集計	夏休みの過ごし方	
8 9	府南の日 委員会 クラブ 道徳参観日 修学旅行・社会見学 町別児童会	町別児童会 生徒指導上の諸課題集計	登下校のきまり	
10	委員会 クラブ 山海島体験活動(5年) 府南の日	生徒指導上の諸課題集計		
11	委員会 クラブ 掃除強化週間 国府演 JOY 祭	いじめアンケート 生徒指導上の諸課題集計	清掃指導	

	府南の日			
12	府南の日 委員会 クラブ 個人懇談	児童会選挙 町別児童会 「冬休みのくらし」の配布 生徒指導研修 生徒指導上の諸課題集計	冬休みの過ごし方	
1	府南の日 委員会 クラブ 町別児童会	学校のきまりの再確認 生徒指導上の諸課題集計	町別児童会 登下校のきまり	参観日 懇談会
2	府南の日 委員会 クラブ 町別児童会	いじめアンケート 生徒指導上の諸課題集計		新入生学校訪問 参観日 懇談会 みんなで歩こう通学路
3	委員会 6年生を送る会 府南の日 卒業式	「春休みのくらし」の配布 町別児童会 生徒指導上の諸課題集計	登下校・地域生活のふり回り 春休みの過ごし方	1年間の反省と課題